

JR東海労なごや

2020年2月3日No. 1161
JR東海労名古屋地方本部
発行者：荻野隆一
編集者：教宣部

令和2年春ダイヤ改正について業務委員会開催

職場からの要求一部改善勝ち取る！

相変わらず不誠実な回答に終始する会社

JR東海労名古屋地本は1月30日、申第8号「令和2年春ダイヤ改正に対する申し入れ」について業務委員会を開催しました。

各職場からの多くの要求は、「提案のとおりとする」「現行のとおりとする」等、不誠実な対応でしたが、交番順序変更・折返し時間僅少列車乗務の持ち替え・組別の終了時刻平均化等、改善を勝ち取りました。

要求提出までの時間が少なくSH行路の提示がない

会社は席上、貴側は代替案が無いと困難である。代替案を出して貰いたいとの発言がありましたが、ダイヤ改正説明から要求提出まで1週間程しか期間がなく、基本行路しか提示されずSH行路はこの間1度も提示がありません。組合側からSH行路の提示とダイヤ改正説明から要求提出までの期間延長を強く要求してきました。

車掌の連続乗務に一定の制限を！

連続乗務について運転士は乗務割交番作成基準で制限がされています。しかし、車掌には制限がありません。このため車掌行路では連続4時間乗務の行路が散見されます。乗務割交番作成基準作成当時は、車掌も着座することは禁止されていませんでした。現在は着座を認められず乗務後は足がパンパンだと声を聞きます。連続乗務制限の必要があると思いませんか！

皆で声を上げていこう！